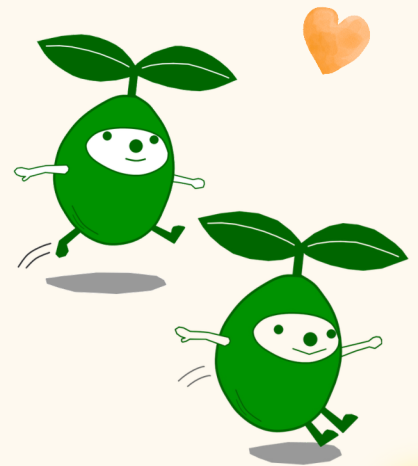


国の支援策 [特定創業支援等事業]について



「女性起業芽でる塾」を修了すると
次のような支援策を受けることができます。

支援策

会社設立時の登録免許税の軽減



事業を営んでいない個人または事業を開始した日以後5年を経過していない個人が新たに会社を設立する際に以下のような特例を受けられます。

- ・株式会社を設立する場合
(通常) 資本金額の0.7% (最低税額15万円)
(特例) // 0.35% (// 7万5千円)
- ・合同会社を設立する場合
(通常) 資本金額の0.7% (最低税額6万円)
(特例) // 0.35% (// 3万円)
- ・合名会社または合資会社を設立する場合
(通常) 6万円
(特例) 3万円

創業関連保証の特例



無担保、第三者保証人なしの創業関連保証枠を利用した融資に事業開始前に申し込む場合、特例により前倒しで申込をすることができます。

- (通常) 事業開始2か月前から申込可能
(特例) // 6か月前から申込可能

日本政策金融公庫の「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率引き下げ

日本政策金融公庫の「新規開業・スタートアップ支援資金」について、貸付利率の引き下げ対象となります。利率は担保や保証人の提供の有無により異なりますが、認定を受けていると低い利率での借入れができます。

補助金申請におけるメリット

「小規模事業者持続化補助金」の『創業型(補助上限額200万円)』に申請可能となります。

申請には、証明書の発行が必要になります。ご希望の方はご連絡ください。

もりおか女性センター
起業応援ルーム 芽でるネット

〒020-0871 盛岡市中ノ橋通1丁目1-10
プラザおでって1階
TEL: 019-604-3303